

NO.555社会福祉法人あおぞらこども福祉会  
幼保連携型認定こども園

# みかど保育園

【重要事項説明書】



〒939-2706

富山県富山市婦中町速星1032-1

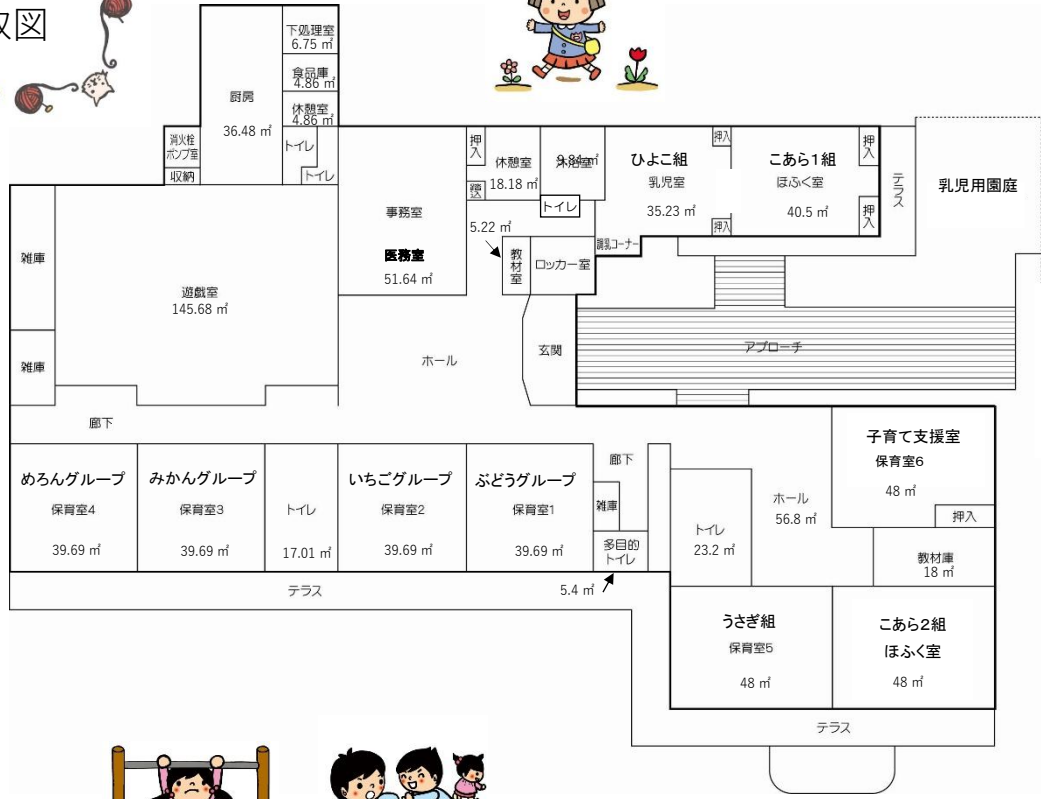
TEL (076) 466-2258

FAX (076) 466-2332

# 施設 見取図

## 施設規模

敷地面積 4,695.19 m<sup>2</sup>  
 建物面積 989.09 m<sup>2</sup>



# 周辺地図



住所：富山市婦中町速星 1032-1  
 TEL：076-466-2258  
 FAX：076-466-2332  
 Web：www.azorakodomo.com

# 令和8年度 幼保連携型認定こども園みかど保育園重要事項説明書

## 1 事業の目的

幼保連携型認定こども園みかど保育園は（以下「当園」という。）は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう良好な環境のもと、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

## 2 運営の方針

- ・環境を通して教育と保育を一体的に行う保育の実践に努めます。
- ・一人一人の子どもたちの気持ちに寄り添い、子どもたちが安心かつ安全で楽しく生活できるよう努めます。
- ・様々な体験や人との関わりを通して、思いやりや優しさが育まれるよう努めます。
- ・自ら「遊び」「考え」「行動」し、意欲的に活動する子どもを目指します。
- ・家庭との信頼関係を深めながら、子育てを目指します。また、地域の子育て家庭に対する支援を行います。

## 3 当保育園の概要

名称	社会福祉法人あおぞらこども福祉会 幼保連携型認定こども園 みかど保育園
児童福祉施設認可年月日	昭和27年8月1日
開所年月日	平成22年4月1日 民営化
経営主体	社会福祉法人あおぞらこども福祉会
園長氏名	古本 祐子
認可定員	192人
利用定員(年齢別)	1号認定 12人 2号認定 107人 3号認定 73人 合計 192人 (R4.4.1～適用) ※定員数は今後、変更することがあります。
職員数	55名
特別保育の実施状況	時間外(延長)保育 休日保育 年末保育 学童保育 体調不良児対応型病児保育 親子サークル
職員への研修実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事の資質を高めるために全ての職員に実施(こども支援課主催の研修やキャリアアップの研修等に積極的に参加し保育の質の向上に努めています。)
嘱託医	蛭川クリニック 川崎 洋子 こども矯正歯科・ファボーレ前クリニック 片岡 源司

## 4 保育理念

子どもの最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図るために養護と教育を一体とした保育を行うとともに、保護者および地域の子育て家庭に対する支援を行う。

## 5 教育・保育目標

- 〇一人一人の子どもの可能性を十分に伸ばし、心身ともに健やかで主体的に生活できる子どもを目指します。
- ・心身ともに健康で元気な子ども
  - ・思いやりのある優しい子ども
  - ・自分で考え意欲的に遊ぶ子ども

## 6 保育方針

- ・家庭的な雰囲気の中で、心身ともに安心して生活できるようにする。
- ・乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かにつくりあげていく。
- ・地域の人々や関係機関、保護者とよりよい協力関係を築きながら、家庭と地域の子育て支援を行う。

## 7 教育・保育の内容

- ・環境を通して教育と保育を一体的に行う保育の実践に努めていきます。保育教諭等は子ども一人一人を尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。
- ・すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあい、安心して生活できるように、職員の共通理解のもと、心の通い合う思いやりのある保育に努めていきます。
- ・地域の様々な人や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園をめざし、子育て力の向上に貢献していきます。
- ・小学校との円滑な接続に配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うために、子どもの発達の連続性を考慮した教育及び保育に努めていきます。

## 8 教育・保育内容の特色

- ・異年齢児保育と年齢別保育を取り入れながら、子どもたちの自主性を尊重し、遊びや友達関係が豊かになるように、一人一人の発達に合わせた教育・保育をしています。
- ・様々な体験活動を通して、身近な自然に触れ、好奇心や探究心を高めるようにしています。
- ・地域の方々との交流を通して、人を思いやる優しい心を育み、社会におけるルールの大切さなどを知らせています。
- ・剣道教室や体操教室を通して、健康な身体づくりと礼儀作法を身につけ、心身の発達を促しています。

### 園外保育

- ・季節の変化を感じながらのびのびと遊ぶことによって開放感を味わい、自然に対する興味関心を育み、自然体験活動によって、自主性や仲間との協調性を育てています。

(中央植物園・日産バイオパーク西本郷・婦中スポーツプラザ公園・蛍川浴いなど)

< 春・秋の遠足 > ……自然に親しみ、身体を思い切り動かして遊び、友達との関りや異年齢の交流を深めています。

< 呉羽青少年自然の家園外保育 > ……森を探検するなど日常出来ない体験を通して、大自然とたっぷり触れ合い、遊べます。(5歳児)

< プラネタリウム観覧 > ……星の話を聞いたり、見たりして、夏の星座に興味を持ちます。(4.5歳児)

### 世代間交流・異年齢交流

- ・地域の人々やお年寄りとの触れ合いや、小中高生との保育体験などを通して、温かい人との関わりを育てています。< 自然ふれあい稚アユの放流 > < ふれあい昼食会 > < 校区文化祭 > < あつあつ鍋祭り > などに参加しています。

### 剣道教室

- ・礼儀作法を身に付け、集中力を養うと共に、心身の発達を促しています。

### 体操教室

- ・体操を通して、幼児期に必要な基礎体力の向上を図っています。

## 9 職員構成 (R8.4.1 現在の人数)



園長 古本 祐子      副園長 白樺 由美      主幹保育教諭 島田 久恵      三田 亜希子

園長	園長代理	主幹保育教諭	指導保育教諭	保育教諭	保育士	保育補助	栄養士	調理員	看護師	事務員	用務員	計	その他 (嘱託・臨時等)			合計	嘱託医
													保育教諭	保育補助	用務員		
1	1	2	2	16	1	1	1	3	2	4	1	35	15	4	1	55	2

※ 園業務兼学童保育：保育教諭 3      学童保育のみ：パート1

※ 育児休業中：3

## 10 開園日・開園時間及び休園日

開園日	開園時間		保育提供時間	延長保育時間	備考
月曜日 ～ 金曜日	7:00 ～ 20:00	1号認定	9:00～15:00	7:30～ 9:00 15:00～20:00	夏休み8/1～8/20 冬休み12/25～1/7 春休み3/25～4/4
		2・3号認定	保育標準時間 7:00～18:00	18:00～20:00	
		2・3号認定	保育短時間 8:30～16:30	7:00～ 8:30 16:30～20:00	
土曜日	7:00 ～ 20:00	1号認定	休園日		保護者の方が、お仕事の 場合に限りませ
		2・3号認定	保育標準時間 7:00～18:00	18:00～20:00	
		2・3号認定	保育短時間 8:30～16:30	7:00～ 8:30 16:30～20:00	
休日保育 (日・祝日) 及び 年末保育	8:30 ～ 17:30	1号認定	休園日		保護者の方が、お仕事の 場合に限りませ
		2・3号認定	保育標準時間 8:30～17:30		
		2・3号認定	保育短時間 8:30～16:30		

※1/1～1/3は、1号認定・2号認定・3号認定のすべてのお子さんが、休園日となります。

※日・祝日にご両親ほか身内の方もお仕事で、お子さんを保育できない場合にのみお預かりします。(休日保育)

※12/29～12/31の年末にご両親ほか身内の方もお仕事で、お子さんを保育できない場合にのみお預かりします。(年末保育)

※延長保育、休日保育、年末保育の利用に当たっては、別途、保育料が必要となります。(休日保育に限り振替可)  
(項目12の「料金表について」を参照)

## 1.1 給食等について

保育園の食事は、富山市子ども保育課の管理栄養士が献立を作成しており、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。また、衛生管理や食事環境にも十分留意しています。

### 《食事内容》


**0歳児**  
お子さん一人一人の発育にあわせてミルクや離乳食を提供します。



**1～2歳児**  
主食・副食・おやつ（午前・午後）を提供します。



**3～5歳児**  
副食・おやつ（午後）を提供します。  
※主食は家庭から持ってきてください。ご飯の目安は110g程度です。



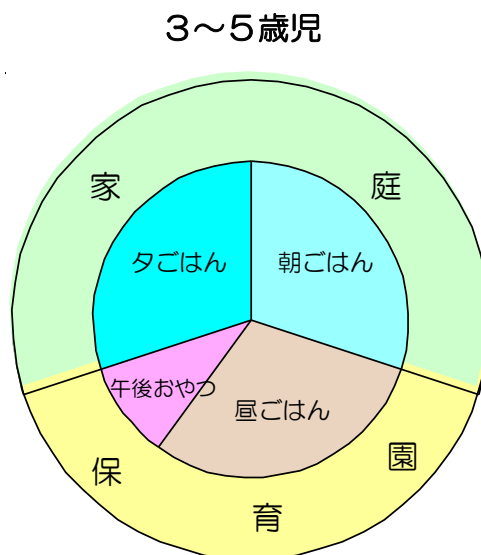
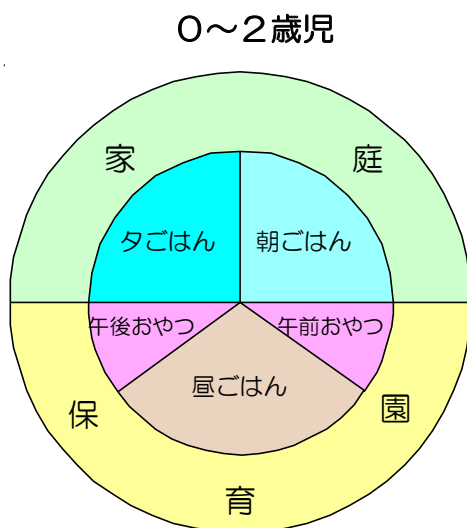
### おやつ役割

乳幼児の胃はまだ小さく、一度に多くの量を食べる事ができないので、おやつは、一日3回の食事と同様にエネルギーや栄養素、水分を補給するためにとっても大切です。

内容や量（一日150～200kcal程度）、時間を配慮して、楽しく食べられるようにしています。

### 1日の栄養摂取の割合

※ 栄養摂取の割合は目安です。



保育園では、0～2歳児は一日の約1/2、3～5歳児は一日の約1/3のエネルギーや栄養素の量の食事やおやつを提供しています。

## 12 利用料金について

### (1) 保 育 料 (口座振替)

0・1・2歳児(特定教育・保育に係る利用者負担)

※当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

3・4・5歳児

※令和元年10月より教育保育料が無償化になりました。副食費のみお支払いとなります。

※物価の高騰により、令和7年4月、副食費を次のように改定(増額)させていただきました。

※令和8年度は副食費を据え置きます。ただし、国の交付金を活用した市の負担額が次のとおりとなりますので、保護者の皆様の負担額は、下記の表のようになります。

- ・1号認定児童の副食費 月額5,000円(内、市負担額 月額700円)
- ・2号認定児童の副食費 月額6,200円(内、市負担額 月額1,200円)

区 分		副 食 費 (保護者負担金)	
3～5歳児	1号認定	月額	4,300円(おやつ無し) (おやつを食べられた場合は1回60円)
3～5歳児	2号認定	月額	5,000円(おやつ込み)
0～2歳児(4月1日現在)3号認定		月額	従来通り(保育料の中に含む)

### (2) 給 食 費 (副食費) (口座振替)

(3) 体操教室代・・・3歳以上児が体育指導を受けています(翌月に口座振替)

(4) 用 品 代・・・年度初めに、年齢ごとに必要な用品を購入していただきます。

(5) ワーク代・・・3歳以上児に購入していただきます。

※上記の他、遠足などの行事に必要な経費等があります。口座振替にならないものは集金となります。

### (6) 延長保育料

	時 間	料 金(円)	
		日額	月額
1号認定	7:30～9:00	300円	月額はありません
	8:00～9:00	200円	
	15:00～16:00	200円	
	15:00～17:00	400円	
	15:00～18:00	600円	
	18:00～	保育標準時間と同じ扱いになります。	
2・3号認定 保育標準時間 (7:00～18:00)	18:00～19:00	300円	5,000円
	18:00～20:00	600円	8,000円
2・3号認定 保育短時間 (8:30～16:30)	7:00～8:30	300円	5,000円
	7:30～8:30	200円	3,500円
	16:30～17:30	200円	3,500円
	16:30～18:00	300円	5,000円
	18:00～	保育標準時間と同じ扱いになります	

○延長保育を利用される方は、申請書を提出して下さい。

○日額から月額、または月額から日額に変更される場合は、「延長保育利用停止・変更届」を変更される月の前月15日までに提出し、変更されることをお知らせください。

○延長保育料の集金について

月末締めで次月に口座振替となります。

### (7) その他

○1号認定の方が、夏季・冬季・春季の休みに、登園された場合、1日1,000円の別途料金がかかります。(8月1日～8月20日に登園された場合、給食費1日200円が加算されます。)

○休日保育・年末保育は1日4,000円の保育料がかかります。(休日保育のみ振替可)

### 1 3 当園と保護者との連絡について

当園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡帳を活用します。

月に1回園だよりを発行し、月の行事や連絡事項などをお知らせします。

他にクラスだよりや年齢別だよりを発行します。

- ・園だより…毎月発行（前月末に配信）
- ・保育のドキュメンテーション…月1回配信
- ・給食だより…毎月発行（前月末に配信）
- ・保健だより…毎月発行（前月末に配信）
- ・食育通信…随時配信
- ・保健通信…随時配信

など



### 1 4 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（2・3号）
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 1 5 緊急時における対応方法

- (1) アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについて保育園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。又、不審者侵入時に対応するマニュアルを作成し避難方法などの対策を講じています。
- (2) 緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

### 1 6 非常災害対策

火災・地震・台風・水害・土砂災害・竜巻・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。

年間計画に基づき月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

※コドモンにて一斉メール配信や、安否確認を行う場合もあります。

※毎年4月に災害時における緊急避難場所を表記したものを書面にて配布しています。（下記参照）

避難場所	災害の種類					
	火災	地震	洪水	津波	土砂災害	竜巻等突風
第一避難場所	保育園園庭 または 園駐車場	保育園園庭 または 園駐車場	速星公民館	速星公民館	速星公民館	速星公民館
第二避難場所	速星公民館	速星公民館	速星中学校	速星中学校	速星中学校	速星中学校
第三避難場所	速星中学校	速星中学校	速星中学校	速星中学校	速星中学校	速星中学校

### AED/防犯カメラについて

緊急事態に対応できるようAED（自動体外式除細動器）を玄関ホールに設置してあります。また、敷地内に6箇所防犯カメラを設置してあります。緊急の場合は、セコム（警備保障）がすぐに駆け付けるようになっています。

## 17 クラス編成 (R8.4.1 現在の人数)

当園は、異年齢児保育を実施しています。

園長 1 副園長 2 主幹教諭 2

	0歳	1歳	2歳	3歳		4歳		5歳		合計	組担任
	3号認定			2号	1号	2号	1号	2号	1号		
ぶどうグループ				8	0	9	0	10	1	28	3
いちごグループ				8	0	7	1	10	1	27	4
みかんグループ				8	0	7	2	9	1	27	3
めろんグループ				8	0	9	0	10	1	28	3
うさぎ組			24							24	8
こあら組		20								20	7
ひよこ組	4									4	7
合計	4	20	24	32		35		43		158	
年齢別担任	7	7	8	4		5		4			
フリー保育教諭	5										
看護師	2										
栄養士調理員	4										
用務員	2										
事務	4										
学童保育	4										

18 年間主要行事予定（令和8年度）

月	行 事 内 容
4月	★入園式 入園おめでとう会 ★保護者会総会・講演会・保育参観
5月	子どもの日の集い ●野菜苗植え(長寿会) ★個別懇談会 運動能力測定(4.5歳児) 春季遠足(3歳以上児) ●自然ふれあい体験稚アユ放流 ●園外保育(呉羽青少年自然の家)(5歳児) ★保育参加・給食参加(3歳以上児・ぶどうグループ)
6月	虫歯予防の集い ★保育参加・給食参加(3歳以上児・いちごグループ、みかんグループ・めろんグループ) ★保育参観(0.1歳児) ●プラネタリウム観覧 プール開き
7月	★保育参観(2歳児) 七夕の集い(長寿会)
8月	*夏祭り プール遊び 幼児交通安全教室(3歳以上児) 防犯教室(3歳以上児)
9月	★剣道参観日(5歳児)
10月	運動会(2歳以上児) 芋掘り 遠足(3歳以上児) 運動能力測定(3歳以上児)
11月	●校下文化祭ステージ発表 校下文化祭作品出展(4.5歳児) ★保育参加・給食参観(0.1.2歳児) 球根植え(4歳児)
12月	*生活発表会(2歳以上児) クリスマス会
1月	お正月遊び(長寿会) ●剣道初稽古 ★保育参観・ミニコンサート(3歳以上児)
2月	節分の日の集い ★●個別懇談会 ★保護者会総会・保育参観
3月	ひなまつり会 ★●剣道修了式・お楽しみ会 お別れ散歩(3歳以上児) お別れ会 ▲感謝の集い ★卒園式
(月例行事) 誕生会 身体計測 交通安全指導 災害避難訓練 剣道教室 体操教室 (保健行事) 内科健診 歯科健診 尿検査 視力測定(満3歳以上児) 聴力検査(4・5歳児) 頭髪検査  ★は保護者参加 *は家族参加 ▲は祖父母参加 ●は5歳児のみ参加	

※予定が変更になる場合があります。

## 19 ディリープログラム

	0・1歳児（3号認定）		2歳児（3号認定）
7:00	早朝保育	7:00	早朝保育
8:30	登園・挨拶・健康観察 オムツ交換・手洗い	8:30	登園・挨拶・持ち物整理・健康観察
9:30	おやつ	9:15	排泄・手洗い
10:00	保育士と一緒に好きな遊びをする	9:30	おやつ
11:20	食事の準備・食事	10:15	歌や手遊びをする
12:30	午睡（一人一人のリズムに合わせて）	10:30	保育士と一緒に好きな遊びをする
14:30	目覚め・オムツ交換・着替え・手洗い	11:30	食事の準備・食事・歯磨き
15:00	おやつ 好きな遊びをする	12:45	午睡（一人一人のリズムに合わせて）
16:00	健康観察・降園準備	14:30	目覚め・排泄・着替え・手洗い
16:30	随時降園	15:00	おやつ
17:00	長時間保育	16:00	好きな遊びをする 健康観察・降園準備
18:00	延長保育（おやつ込み・有料）	16:30	随時降園
20:00	↓	17:00	長時間保育
		18:00	延長保育（おやつ込み・有料）
		20:00	↓

	3歳以上児（2号認定）	3歳以上児（1号認定）
7:00	早朝保育	早朝保育（有料）
8:00	登園・挨拶・手洗い	↓
8:30	持ち物整理・健康観察	
9:00		登園・挨拶・手洗い・持ち物整理・ 健康観察 <b>1号認定</b>
10:00		自分で選んだ遊びや活動をする 片付け・朝の集い（歌、手遊びをする 出席調べ） 戸外遊び・室内遊び・製作活動等
11:30		食事準備・食事・歯磨き
13:15		カリキュラムに基づいて活動する（年齢別） （3歳児は4月～10月まで午睡 4・5歳児は7月、8月のみ午睡）
14:00		自分で選んだ遊びや活動をする 片付け・排泄
14:45		<b>1号認定降園</b>
15:00	おやつの準備・おやつ 自分で選んだ遊びや活動をする	延長保育（おやつ込み・有料）
16:30	随時降園	↓
17:00	長時間保育	
18:00	延長保育（有料）（補食をとる）	
20:00	↓	

## 20 人権について

- ・子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行います。
- ・人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うことを目指して保育を行います。
- ・すべての子どもに必要な援助をしながら、幅広い経験ができるようにします。

## 21 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、富山市児童虐待防止マニュアルを活用し、児童虐待等の早期発見に努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

## 22 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

苦情受付担当者 副園長 白樫 由美

第三者委員 見波 重尋（076-466-2533） 槻 光世（076-465-4457）

## 23 個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについては、富山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び富山市情報セキュリティポリシーに基づき、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。

児童並びに保護者の個人情報について、下記の目的のために使用させていただきます。

- ・小学校への円滑な移行が図れるよう、児童の育ちを支えるための資料として、園児指導要録を小学校に送付します。
- ・緊急時において病院その他関係機関に対し必要な情報を提供します。
- ・富山市内の保育施設等に転園する場合、転園先に対し、必要な連絡を行います。

その他、地域のお祭り・新聞・TV取材などで、お子さんの写真や名前が外部に出ることがあります。ご都合が悪い場合は、申し出てください。ご意向確認のため、年度初めに承諾書を提出していただきます。

行事などで撮影した写真や動画を SNS などへ投稿する際は、他の児童やご家族、職員が映っている映像の使用はご遠慮ください。また、防犯上の観点からも十分にご配慮ください。

## 24 保健衛生について

★日々の保育園生活の中で、お子さんの様子を注意深く観察し、小さな変化の気付きから、病気や怪我などの早期発見に努めています。

★手洗い・うがい・歯みがきなどの衛生習慣が身につくようにしています。


★健康な生活を送れるように、内科健診・歯科健診・視力測定・尿検査・聴力検査・身体計測などの健康診断を嘱託医や専門機関と連携しながら行っています。

★安全で衛生的な環境を保つために、保育室や玩具、砂場など生活環境の清掃や消毒を実施しています。

★毎月『ほけんだより』を発行し、身につけて欲しい生活習慣や病気・感染症などの情報を届けます。

★学校環境衛生基準に基づき、給食定期衛生検査、水質検査、彩光検査を行っています。

★学校等欠席者・感染症情報収集システム（保育園サーバランス）を活用し、地域の感染症状況を把握し、保護者の方にお知らせすることで、感染症への早期対応をすすめ、感染拡大防止に努めています。

《健康で楽しい保育園生活を送るために》 

★登園前にお子さんの健康状態（体温・機嫌・顔色・食欲など）をチェックしましょう。

★予防接種について

- ・感染症の予防に効果的な方法です。
- ・入園前に受けられる予防接種は、お子さんの健康を守るために受けておきましょう。
- ・かかりつけ医師と相談しながら計画的に受けましょう。
- ・定期予防接種だけでなく、任意予防接種もかかりつけ医と相談しながら受けるようにしましょう。

★薬の取り扱いについて

保育園は健康なお子さんをお預かりすることが前提であり、医師からお子さんに投薬された薬は、本来は保護者の方に与えていただくものです。そのため、当園では原則として薬のお預かりは行っておりません。ただし、医師の指示により、お子さんが回復期であっても、保育園にいる間に薬を飲まない、再び症状が悪化するおそれがある場合に限り、保護者の方に代わって与薬を代行します。受診の際は、以下のことを医師にご相談ください。

- 保育園では原則薬のお預かりはしていないこと、お子さんが〇時から〇時まで保育園に通園していることを伝える。
  - 保育時間中に薬を服用しなくても済む薬の処方相談する。
- 【1日2回（朝・夕）の投薬、1日3回（朝・帰宅時・就寝前）の服用が可能かなど】

※なお、薬をお預かりする際は、万全を期するため、毎回「くすり連絡票」に必要事項を記載していただき、「薬剤情報提供書」を必ず添付し、薬（1回分のみ）は、直接職員に手渡してください。

水薬も小さな容器に1回分を移し、薬の容器にはお子さんの名前を記入してご持参ください。

★独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入について

保育園の管理下において、災害（負傷・疾病・障害等）が発生し、医療機関を受診した際（ただし、診療報酬点数が500点以上の場合）、医療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園されるすべてのお子さんが加入の対象となります。災害共済給付における掛金は年間365円のうち、市負担125円、保護者負担240円です。

【子どもの感染症について ～症状にあわせた対応～】

	登園を控えるのが望ましい場合	
発熱の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24時間以内に38℃以上の熱が出る</li> <li>○ 24時間以内に解熱剤を使用している</li> <li>○ 朝から37.5℃を超えた熱とともに、元気がなく機嫌が悪い</li> <li>○ 食欲がなく朝食、水分が摂れていない</li> </ul>	
	<p>【参考】0～1歳児の乳幼児の発熱に関する特徴については、下記の場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 体温調節機能が未熟なために、外気温、室温、湿度、厚着、水分不足等による影響を受けやすく、体温が簡単に上昇する。</li> <li>• 咳や鼻水などの風邪にみられる症状がなければ、水分補給を十分に行ない、涼しい環境に居ることで、熱が下がることがある。</li> <li>• 0歳児が、はじめて発熱した場合には、突発性発しんの可能性もある。</li> <li>• 0歳児が、はじめて発熱した場合には、熱性けいれんを起こす可能性もある。</li> <li>• 発熱がある、機嫌が悪いなどの様子とともに、耳をよく触る姿が見られる時は、中耳炎の可能性もある。</li> </ul>	
下痢の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24時間以内に2回以上の水様便がある</li> <li>○ 下痢と同時に、いつもより体温が高い</li> <li>○ 機嫌が悪く、元気がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食事や水分を摂ると、その刺激で下痢をする</li> <li>○ 朝、排尿がない</li> <li>○ 顔色が悪く、ぐったりしている</li> </ul>
嘔吐の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 24時間以内に、2回以上の嘔吐がある</li> <li>○ 食欲がなく、水分も欲しがらない</li> <li>○ 顔色が悪くぐったりしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 嘔吐と同時に、いつもより体温が高い</li> <li>○ 機嫌が悪く、元気がない</li> </ul>
咳の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夜間しばしば咳のために起きる</li> <li>○ 呼吸困難がある</li> <li>○ 少し動いただけで咳が出る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゼイゼイ音、ヒューヒュー音がある</li> <li>○ 呼吸が速い</li> </ul>
発しんの時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発熱とともに発しんがある</li> <li>○ 感染症による発しんが疑われ、医師より登園を控えるよう指示された</li> <li>○ 口内炎がひどく食事や水分が摂れない</li> <li>○ 浸出液が多く他児への感染の恐れがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発しんが顔面等にあり、患部を覆えない</li> <li>○ かゆみが強く手で患部を掻いてしまう</li> </ul>

## 感染症にかかった場合について

- ① 登園を控えるのが望ましい場合は（前頁表参照）、医療機関を受診し家庭での看護をお願いします。
- ② 感染症に罹患した子どもが登園する場合は、子どもの症状が回復し、健康（全身）状態が保育園での集団生活に適應できる状態に回復していることが必要です。
- ③ 登園の際、医師が記入した**意見書**（※1）が必要です。  
\*意見書が必要な感染症（麻しん・風しん・水痘・流行性耳下腺炎・結核・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症・急性出血性結膜炎・侵襲性髄膜炎菌感染症）
- ④インフルエンザは、**インフルエンザ治癒報告書**（※1）が必要です。
- ⑤新型コロナウイルス感染症も、**新型コロナウイルス感染症治癒報告書**（※1）が必要です。
  - ・発症日を0日目として、5日間経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで、登園を停止とします。  
5日目以降も症状が続いている場合は、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して24時間程度経過するまでは、同様に登園停止とします。
  - ・入園児童の家族が感染した場合、同居の家族（保護者、きょうだい等）が新型コロナウイルス感染症と判明した場合であっても、入園児童に体調不良が認められない場合は、登園していただいて構いません。

◇お子様の体調管理には、変わらずご留意いただくとともに、風邪症状がある場合は、無理をせず、ご家庭で休養を取って下さい。いつもと違った様子が見られる場合は、登園時に職員にお伝えください。  
◇ご家庭やお子様に発熱等の症状がある場合は、まずはかかりつけ医等身近な医療機関にご相談下さい。

※1 意見書・インフルエンザ治癒報告書・新型コロナウイルス治癒報告書は、保育園においてありますが、市のホームページ「育さぽとやま」からもダウンロードすることができます。（例次ページ）

## 25職員の研修について

保育や子育て支援の質を常に向上させるために、積極的に研修を受講し、職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るように努めています。園内研修や以下に示すような研修を受講しています。

### 【研修内容】

- 乳幼児保育      ○障害児保育      ○人権擁護      ○アレルギー対応      ○食育・衛生管理
- 保健衛生      ○危機管理対応      ○施設管理      ○保護者支援・子育て支援
- マネジメント      など

### 【主催】

富山市子ども保育課・富山県厚生部子ども支援課・全国保育士会・富山県保育士会  
富山県保育連絡協議会・富山県民間保育連盟・日本保育協会      など

この「みかど保育園重要事項説明書」は卒園されるまで、大事に保管してください。変更事項があった場合はお知らせします。

# 意見書（医師記入）

保育施設長様

児童名 \_\_\_\_\_

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、\_\_\_\_月\_\_\_\_日から登所（園）可能と判断します。

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

<かかりつけ医のみなさまへ>

保育施設は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について、意見書の記入をお願いします。

<保護者のみなさまへ>

下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活が可能な状態と判断され、登所（園）を再開する際には、この「意見書」を保育施設に提出してください。

## ○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登所（園）のめやす
麻疹（はしか）※	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮化（かさぶた化）していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になっていること
結核	明確に提示できない	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）※	発熱、充血等の主な症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を使用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療を終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	明確に提示できない	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児は出席停止の必要はなく、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登所（園）可能である。）
急性出血性結膜炎	明確に提示できない	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	明確に提示できない	医師により感染の恐れがないと認められていること

※ 必ずしも治療の確認の必要はありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

# インフルエンザ治ゆ報告書

保育施設長様

児童名 \_\_\_\_\_

上記の者は、インフルエンザ（疑いを含む）を発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過し治ゆしており、他に感染のおそれがないことを報告いたします。

## 記

1 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」の欄）を記入してください。

発症日は、「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状がみられた日」とし、0日目から数えます。出席停止の基準は下の表のとおりですが、医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登所（園）可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

発症日からの日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
発熱の有無 (いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
発熱がなかった場合	症状が出た日						登園可能			
発熱があった場合	解熱日									
		解熱日						登園可能		
		解熱日								
※解熱日より、登所（園）が可能な日異なる				解熱日				登園可能		
					解熱日				登園可能	
						解熱日				登園可能
							解熱日			

※  の部分は、出席停止の期間です。

※ 発症3日目以降に解熱した場合は、解熱日が1日延びるごとに1日ずつ出席停止期間も延びていきます。

2 診断名                    インフルエンザ（A型・B型）

※ 型が分かっている場合は、該当するものに○を付けてください。

3 発症日                    令和 年 月 日（ ）

4 受診日・受診先        令和 年 月 日（ ）                    医療機関名

5 欠席した期間            令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

※インフルエンザ（疑いを含む）の診断あるいは症状により、欠席した期間を記入する。

保護者氏名（自署） \_\_\_\_\_

11/21に発熱し、降所(園)される。翌日11/22に受診。  
11/22の午後まで発熱が続いた後、寝る前に解熱した  
立山 花さんの場合。

令和 年 月 日

登所(園)する日を記入

## インフルエンザ治癒報告書

保育施設長様

児童名 立山 花

上記の者は、インフルエンザ(疑いを含む)を発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過し治癒しており、他に感染のおそれがないことを報告いたします。

## 記

1 発症日からの経過(「月/日」「発熱の有無」の欄)を記入してください。

発症日は、「発熱した日、または診断されるきっかけとなった症状がみられた日」とし、0日目から数えます。出席停止の基準は下の表のとおりですが、医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登所(園)可能な日を過ぎてても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

発症日からの日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
月/日	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
発熱の有無 (いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
発熱がなかった場合	症状が出た日									
発熱があった場合	解熱日									
		解熱日								
			解熱日							
※解熱日より、登所(園)が可能になる日が異なる				解熱日				登園可能		
					解熱日				登園可能	
						解熱日				登園可能
							解熱日			

※  の部分は、出席停止の期間です。

※ 発症3日目以降に解熱した場合は、解熱日が1日延びるごとに1日ずつ出席停止期間も延びていきます。

2 診断名

インフルエンザ (A型・B型)

※ 型が分かっている場合は、該当するものに○を付けてください。

3 発症日

令和 元年 11月 21日 (木)

4 受診日・受診先

令和 元年 11月 22日 (金)

医療機関名 富山こども医院

5 欠席した期間

令和 元年 11月 22日 (金) ~ 令和 元年 11月 26日 (火)

※インフルエンザ(疑いを含む)の診断あるいは症状により、欠席した期間を記入する。

保護者氏名(自署) 立山 令子

## 新型コロナウイルス感染症 治癒報告書

保育施設長様

児童名 \_\_\_\_\_

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過していること）を次のとおり報告いたします。

**1 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」等を記入してください。）**

発症日は「発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日」とし、0日目とします。無症状の場合は、検体を採取した日を発症日とします。

発症日からの日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
発熱の有無 (いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
無症状	発症日								
1日目に症状軽快		症状軽快							
2日目に症状軽快			症状軽快						
3日目に症状軽快				症状軽快					
4日目に症状軽快					症状軽快				
5日目に症状軽快						症状軽快			
6日目に症状軽快							症状軽快		
							登所（園）可能		

※  は出席停止の期間です。登所（園）が可能な日を過ぎても体調がすぐれないときは無理をさせず登所（園）を控えてください。

※最低でも5日間は、出席停止となります。発症5日目以降に症状が軽快した場合は、出席停止期間も延びていきます。

**2 発症日**                      令和    年    月    日（    ）

**3 検体採取日**                令和    年    月    日（    ）

**4 受診日・受診先**    令和    年    月    日（    ） 医療機関名  
 （受診した場合）

**5 欠席した期間**            令和    年    月    日（    ）～ 令和    年    月    日（    ）

（出席停止期間）                      ※新型コロナウイルス感染症の症状により欠席した期間を記入してください。

令和    年    月    日

保護者氏名（自署） \_\_\_\_\_

【記載例】

5/10に発熱して、翌5/11に受診。5/12まで発熱があり  
5/13に、解熱し症状が軽快した場合

# 新型コロナウイルス感染症 治癒報告書

保育施設長様

児童名 富山 花子

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過していること（無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過していること）を次のとおり報告いたします。

## 1 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」等を記入してください。）

発症日は「発熱、のどの痛み、咳等の普段と異なる症状が出た日」とし、0日目とします。無症状の場合は、検体を採取した日を発症日とします。

発症日からの日数	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	/	/
発熱の有無 (いずれかに○)	有 <del>無</del>	有 <del>無</del>	有 <del>無</del>	有 <del>無</del>	有 <del>無</del>	有 <del>無</del>	有 <del>無</del>	有 <del>無</del>	有 <del>無</del>
無症状	発症日								
1日目に症状軽快		症状軽快							
2日目に症状軽快			症状軽快						
3日目に症状軽快				症状軽快					
4日目に症状軽快					症状軽快				
5日目に症状軽快						症状軽快			
6日目に症状軽快							症状軽快		

症状が軽快した5/13に○を付けてください。  
症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあることを示します。

※    は出席停止の期間です。登所（園）が可能な日を過ぎても体調がすぐれないときは無理をさせず登所（園）を控えてください。

※最低でも5日間は、出席停止となります。発症5日目以降に症状が軽快した場合は、出席停止期間も延びていきます。

2 発症日 令和 **5**年 **5**月 **10**日（**水**）

3 検体採取日 令和 **5**年 **5**月 **11**日（**木**）

4 受診日・受診先 令和 **5**年 **5**月 **11**日（**木**）医療機関名 梅クリニック  
(受診した場合)

5 欠席した期間 令和 **5**年**5**月**10**日（**水**）～ 令和 **5**年**5**月**15**日（**水**）  
(出席停止期間) ※新型コロナウイルス感染症の症状により欠席した期間を記入してください。

令和**5**年 **5**月 **16**日 ←登所(園)する日を記入

保護者氏名(自署) 富山 太郎